私立大学の教授たる資格を有しない者が法人の役員、教授、
又は評議員となることができないことは、私立学校法第
三十八条第一項第一号の規定するところであり、また、
学校法人の役員たる理事の多数が同時に他の学校法人
の役員たる理事の多数を占めることとなる場合の
ごときは、特別の事情がない限り、法人の運営が
不適正となるおそれがあるものとして、所轄庁
において、その役員の解職、または、その学校法人
の設置する学校の閉鎖を命ずることができる
ものとされている。

本件において、被告人Aが理事長の職にとどまる
ことは、前記のとおり、私立学校法第三十八条第一項
第一号の規定に違反するものであり、また、被告人
Aが理事長の職にとどまることは、本件学校法人
の運営が不適正となるおそれがあるものと
いうべきであるから、被告人Aは、所轄庁から、
本件学校法人の役員の解職または本件学校法人
の設置する学校の閉鎖を命ぜられるべきものであ
る。

被告人Aが、本件学校法人の理事長の職にとどまる
ことは、前記のとおり、私立学校法第三十八条第一項
第一号の規定に違反するものであり、また、被告人
Aが理事長の職にとどまることは、本件学校法人
の運営が不適正となるおそれがあるものと
いうべきであるから、被告人Aは、所轄庁から、
本件学校法人の役員の解職または本件学校法人
の設置する学校の閉鎖を命ぜられるべきものであ
る。